

日現在、全国で1,359件)。

(6) 子育て世帯の住生活の安定確保と向上促進（国土交通省）

国土交通省は、「住生活基本法」(平18法61)、「住生活基本計画」(平成23年3月)、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平19法112)に基づき、子どもを育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、子育てに適した住宅の確保の支援、小さな子どもがいる世帯や多子世帯に対する公営住宅の優先入居、シックハウス対策などを推進している。

第5節 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 青少年インターネット環境整備法の的確な施行等

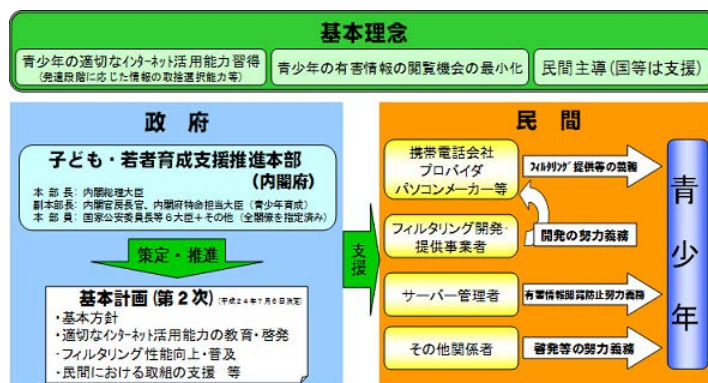
(1) 青少年インターネット環境整備法（内閣府）

「青少年インターネット環境整備法」²⁰⁴では、

- ・政府において青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定し、実施すること
- ・学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進などを図ること
- ・携帯電話・PHS事業者、インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）、インターネット接続機器製造事業者などが青少年有害情報のフィルタリングソフトの提供義務などを負うこと
- ・国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体などを支援すること

などが規定されている（第2-4-18図）。平成24（2012）年7月6日、この法律に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」²⁰⁵が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

第2-4-18図 青少年インターネット環境整備法の概要



(出典) 内閣府資料

(2) 実態の把握（内閣府）

内閣府は、「青少年インターネット環境整備法」の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として、18歳未満の者とその保護者を対象に、インターネットの利用状況やフィルタ

204 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

205 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/index.html#dai2ji_keikaku

リングの普及状況を調査する「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している²⁰⁶。平成25（2013）年度調査結果を平成26（2014）年3月に公表した。

（3）フィルタリングの普及啓発（内閣府，警察庁，総務省，文部科学省，経済産業省）

「青少年インターネット環境整備法」では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察は、違法情報に対する取締りや、有害情報から子どもを守るためのフィルタリングソフトやサービスの普及などの推進、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。子どもにもスマートフォンが急速に普及し、その利用に係る福祉犯被害なども発生していることから、関係府省などと連携・協力して、スマートフォンにおける無線LAN回線へのフィルタリングやアプリフィルタリング、保護者によるアプリの管理の必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている。

総務省は、インターネット上の有害な情報から子どもを保護するため、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請や、学校関係者や保護者をはじめとする住民に対するフィルタリングの普及促進活動を推進している。

文部科学省は、卒業、入学、進学を機に携帯電話を購入する家庭が多いことを受け、学校で行う入学説明会や新入学時の保護者説明会など効果的な説明の機会をとらえて保護者に周知するよう協力を依頼している。

経済産業省は、

- ・インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準²⁰⁷を策定している。当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機をはじめとする利用状況を調査し、その結果を事業者にフィードバックしている。
- ・フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者などがなし得る支援策を検討し、事業者の取組を促した。
- ・学校関係者・保護者など向けのフィルタリングセミナーなどを通して、子どものインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者などによる実効的な自主的対策を促進した。

以上のような取組の結果、（社）電気通信事業者協会の発表によると、携帯電話などのフィルタリングサービスの利用者数は、平成25（2013）年9月末時点で約805万人となっている。平成18（2006）年9月末時点の約63万人と比較すると約13倍となっており、着実にフィルタリングの利用が広がっている。携帯電話事業者の取組が進み、従来のフィルタリングでは対応できなかった、スマートフォンにおける無線LANやアプリを通じた有害な情報の閲覧についても防ぐことが可能になってきている。

（4）悪質な違法行為の取締りなど（警察庁，法務省）

警察庁は、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している（第2-4-19図）。同センターでは、平成25（2013）年には130,720件の通報を受理しており、プロバイダなどに対して14,058件の違法情報・有害情報の削除依頼を行い、そのうち13,305件（94.6%）が削除された。外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。

206 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

207 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

第2-4-19図 インターネット・ホットラインセンター



(出典) 警察庁資料

警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努め、全国の警察が連携して、以下の取組を進めている。

- ・「出会い系サイト」の利用に起因する犯罪から子どもを保護するため、当該サイトを利用して子どもを性交などの相手となるよう誘引する行為などの積極的な取締り
- ・「出会い系サイト」以外のコミュニティサイトの利用に起因する子どもの被害が未だ高い水準で推移していることを受け、関係機関・団体と連携し、実効性のあるゾーニングの促進といった各種対策
- ・これらのサイトの利用に起因する子どもの被害を防止するための広報啓発
- ・インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援

法務省は、人権擁護機関において、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害などの人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら行うことが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいて、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

(5) 子どもや保護者に対する啓発(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省)

内閣府は、関係府省や地方公共団体と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普

第2-4-20図 インターネット利用に関する保護者向け啓発パンフレット



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>)

及や適切な利用を推進するため、パンフレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる²⁰⁸（第2-4-20図）。また、国・地方公共団体・民間団体の連携を更に推進するため、保護者、教職員、指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」²⁰⁹を新たに実施することとし、平成25（2013）年度には全国8ブロックで開催した（第2-4-21図）。加えて、関係府省では、関係事業者などと協力し、平成26（2014）年の春に、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及啓発などの取組を展開した。

第2-4-21図 青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム



（出典）内閣府資料

警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子どもを守るための広報啓発を推進している。平成26年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化」として、全国の小学校や中学校などにおいて情報セキュリティに関する講習を開催した。この講習では、子どもや保護者、学校の教職員などに対し、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、子どもを被害者とするサイバー犯罪の具体的事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングソフトやサービスの導入などを勧めている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省や情報通信分野などの企業・団体と連携し、子どものインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子どもを対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。

法務省は、人権擁護機関において、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や研修会の開催や、啓発冊子の配布といった活動を実施している。また、これまで作成した小・中・高校生や保護者向けの啓発教材を活用したり、ブログサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイトに、人権に関する正しい理解を深めることや相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告を掲載した。

文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。平成26年は3月に開催し、「青少年が自ら気づき、考え、共有する時代へ！」をテーマに、事例発表やパネルディスカッションを行い、これからインター

208 内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>）からPDF形式でダウンロード可能。

209 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h25/index.html>

ネット社会に向き合い、共に生きていく子どものために大人として何をすべきなのか、青少年を取り巻く現状や取組の紹介などを通じて、考える機会を提供した。

COLUMN No. 16

高校生によるネットやケータイの問題に関する熟議 「高校生 ICT Conference 2013」

「スマホに使われずに、スマホを使おう」。

これは「高校生 ICT Conference 2013」の代表者が、内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の場でその成果を発表した際の締めくくりの言葉である。

高校生 ICT Conferenceは、平成23（2011）年に「ICT プロジェクト 高校生熟議 in 大阪～ケータイ・インターネットの在り方&活用法～」として大阪でスタートした。平成24（2012）年は東京での開催を加え、平成25（2013）年ではさらに北海道、奈良、大分を加えて5ヶ所での開催となり、より全国的な規模になった。

高校生 ICT Conferenceでは、ケータイやインターネットの問題を取り上げ、高校生自らが、情報モラルを含めたその利活用について年少者や大人に対して実践できることを、初対面同士で「考える、話す、聞く、まとめる、見せる、伝える」という「熟議」によって、深く考える。これにより、情報化社会の中で、将来、一人の大人として、そして保護者としてより良いインターネット利用環境を構築するための一助となることが期待されている。

子どものケータイやインターネット利用におけるトラブルは社会的関心も高く、平成21（2009）年4月に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、様々な場で子どもが安全に安心してネットやケータイを利用するための対策が検討されている。しかし、当事者である子どもが施策の検討や実施に関わるケースはほとんどない。高校生 ICT Conferenceでは、全ての熟議が記録され、公開されている。また、各地域の代表者を集めてサミットが開催され、その成果が関係府省に提言として報告されている。

〈高校生 ICT Conference 2013 サミット〉



〈内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」での発表〉

